



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*53	知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例	(人事課).....	3
*54	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	3
*55	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	24
*56	一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	25
*57	一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	26
*58	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会).....	28
*59	市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(〃).....	39
*60	警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部).....	53

公布された条例のあらまし

◇知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事及び副知事の期末手当の支給割合を引き下げました。(第3条関係)

2 施行期日

平成22年12月1日から施行します。ただし、平成23年6月に支給する期末手当についての規定は、同年4月1日から施行します。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、職員の給与について次のとおり改定しました。

(1) 住居手当の額を引き下げました。(第14条の5関係)

(2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げました。(第23条及び第24条関係)

(3) 医療職給料表(1)を除き、給料表の中高齢層の給料月額を引き下げました。(別表関係)

(4) 平成22年12月分の期末手当の特例措置を定めました。(附則第2項及び第3項関係)

(5) 43歳に満たない職員の平成23年4月1日における号給の調整を行いました。(附則第4項～第6項関係)

2 施行期日

平成22年12月1日から施行します。ただし、平成23年6月以降の期末手当及び勤勉手当に係る1の(2)の規定並びに1の(5)の規定は、同年4月1日から施行します。

◇職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、育児短時間勤務に伴う育児短時間勤務職員医療職給料表(1)を除き、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料表の中高齢層の給料月額を引き下げました。(別表関係)

2 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 第 1 号任期付研究員の給料月額を引き下げました。(第 5 条関係)
- (2) 任期付研究員の期末手当の支給割合を引き下げました。(第 6 条関係)
- (3) 平成 22 年 1 月 2 月分の期末手当の特例措置を定めました。(附則第 3 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行します。ただし、平成 23 年 6 月以降の期末手当についての規定は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、一般職の任期付職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 特定任期付職員の期末手当の支給割合を引き下げました。(第 10 条関係)
- (2) 特定任期付職員の給料表の給料月額及び特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)を除く特定業務等従事任期付職員の中高齢層の給料表の給料月額を引き下げました。(第 7 条及び別表関係)
- (3) 平成 22 年 1 月 2 月分の期末手当の特例措置を定めました。(附則第 3 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行します。ただし、平成 23 年 6 月以降の期末手当についての規定は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、教育職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 住居手当の額を引き下げました。(第 14 条の 4 関係)
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げました。(第 19 条及び第 20 条関係)
- (3) 給料表の中高齢層の給料月額を引き下げました。(別表関係)
- (4) 平成 22 年 1 月 2 月分の期末手当の特例措置を定めました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)
- (5) 43 歳に満たない職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。(附則第 4 項～第 6 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 1 月 1 日から施行します。ただし、平成 23 年 6 月以降の期末手当及び勤勉手当に係る 1 の (2) の規定並びに 1 の (5) の規定は、同年 4 月 1 日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、市町村立学校職員の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 住居手当の額を引き下げました。(第 16 条の 4 関係)
- (2) 給料表の中高齢層の給料月額を引き下げました。(別表関係)

- (3) 平成 22 年 12 月分の期末手当の特例措置を定めました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)
- (4) 43 歳に満たない職員の平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。(附則第 4 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 12 月 1 日から施行します。ただし、1 の (4) の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県人事委員会の給与に関する勧告に基づき、警察官の給与について次のとおり改定しました。

- (1) 住居手当の額を引き下げました。(第 12 条の 4 関係)
- (2) 期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き下げました。(第 21 条及び第 22 条関係)
- (3) 給料表の中高齢層の給料月額を引き下げました。(別表関係)
- (4) 平成 22 年 12 月分の期末手当の特例措置を定めました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)
- (5) 43 歳に満たない警察官の平成 23 年 4 月 1 日における号給の調整を行いました。(附則第 4 項～第 6 項関係)

2 施行期日

平成 22 年 12 月 1 日から施行します。ただし、平成 23 年 6 月以降の期末手当及び勤勉手当に係る 1 の (2) の規定並びに 1 の (5) の規定は、同年 4 月 1 日から施行します。

条 例

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 53 号

知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事及び副知事の給与その他の給付条例(昭和 22 年和歌山県条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100 分の 165」を「100 分の 150」に改める。

第 2 条 知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書中「100 分の 145」を「100 分の 140」に、「100 分の 150」を「100 分の 155」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 5 4 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第2項第2号中「3,600円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,800円」を「1,700円」に改める。

第23条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の130」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の75」を「100分の70」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に、「100分の45」を「100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800

	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
再	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
任	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
用	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
職	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
以	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
外	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
の	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
職	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				

員	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
	86	239,700	295,700	344,500	385,700						
	87	240,400	296,100	345,000	386,300						
	88	241,100	296,500	345,500	386,900						
	89	241,900	296,800	345,900	387,600						
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						
	91	242,900	297,600	346,900	388,800						
	92	243,400	298,000	347,400	389,400						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100						
	94		298,600	348,200							
	95		299,000	348,700							
	96		299,400	349,200							
	97		299,600	349,500							
	98		300,000	350,000							
	99		300,400	350,500							
	100		300,800	351,000							
	101		301,000	351,300							
102		301,400	351,700								
103		301,800	352,100								
104		302,200	352,500								
105		302,400	353,000								
106		302,800	353,400								
107		303,200	353,800								
108		303,600	354,200								
109		303,800	354,700								
110		304,200	355,100								
111		304,600	355,500								
112		305,000	355,900								
113		305,200	356,400								
114		305,600									
115		306,000									
116		306,400									
117		306,600									
118		306,900									
119		307,200									
120		307,500									
121		307,900									
122		308,200									

	123		308,500							
	124		308,800							
	125		309,200							
再任用職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

別表第 2 (第 8 条関係)

研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900

	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
再	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
任	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
用	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
職	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
員	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
以	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
外	66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
の	71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
職	74	262,600	321,400	394,600		
	75	264,000	322,500	395,300		
	76	265,400	323,600	396,000		
	77	266,500	324,700	396,800		
員	78	267,800	325,700	397,400		
	79	269,100	326,700	398,100		

80	270,400	327,700	398,800	
81	271,800	328,800	399,500	
82	273,100	329,600	400,200	
83	274,400	330,300	400,900	
84	275,700	331,100	401,600	
85	276,900	332,000	402,200	
86	278,200	332,600	402,900	
87	279,500	333,200	403,600	
88	280,800	333,800	404,300	
89	281,900	334,200	404,900	
90	283,100	334,800		
91	284,300	335,400		
92	285,500	336,000		
93	286,600	336,400		
94	287,600	336,900		
95	288,600	337,400		
96	289,600	337,900		
97	290,200	338,500		
98	291,100	339,000		
99	292,000	339,500		
100	292,900	340,000		
101	293,800	340,600		
102	294,500	341,100		
103	295,200	341,600		
104	295,900	342,100		
105	296,700	342,700		
106	297,200	343,200		
107	297,700	343,700		
108	298,200	344,200		
109	298,700	344,800		
110	299,100	345,300		
111	299,500	345,800		
112	299,900	346,300		
113	300,300	346,900		
114	300,700	347,400		
115	301,100	347,900		
116	301,500	348,400		
117	301,900	349,000		
118	302,300	349,500		
119	302,700	350,000		
120	303,100	350,500		
121	303,400	351,100		

再 任 用 職 員	216,300	262,000	288,000	331,400	391,600
-----------------------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第 3 イ及びウを次のように改める。

イ 医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900

再	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
任	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
用	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
職	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
員	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
以	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
外	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	
の	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
職	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
員	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		

80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600			
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300			
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900			
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500			
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100			
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800			
86		292,200	329,700	351,600				
87		292,500	330,000	352,000				
88		292,800	330,400	352,400				
89		293,200	330,900	352,900				
90		293,500	331,300	353,300				
91		293,800	331,700	353,700				
92		294,100	332,100	354,100				
93		294,500	332,600	354,600				
94		294,800	332,900	355,000				
95		295,100	333,300	355,400				
96		295,400	333,700	355,800				
97		295,800	333,900	356,300				
98		296,100	334,300	356,700				
99		296,400	334,700	357,100				
100		296,700	335,100	357,500				
101		297,100	335,300	358,000				
102		297,400	335,700	358,400				
103		297,700	336,100	358,800				
104		298,000	336,500	359,200				
105		298,300	336,700	359,700				
106			337,100					
107			337,500					
108			337,900					
109			338,100					
110			338,500					
111			338,900					
112			339,300					
113			339,500					
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400	

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医 療 職 給 料 表 (3)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700

	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100
	65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
	66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
再	67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
	68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
	69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
	70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
任	71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
	72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
	73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
	74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
用	75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
	76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
	77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
	78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
職	79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
	80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	

	81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
	82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
員	83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
	84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
	85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
	86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
以	87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
	88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
	89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
	90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
外	91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
	92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
	93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
	94	283,600	318,200	353,600	372,900		
の	95	284,600	319,000	354,300	373,400		
	96	285,600	319,800	355,000	373,900		
	97	286,500	320,500	355,500	374,500		
	98	287,300	321,200	356,000	375,000		
職	99	288,100	321,900	356,500	375,500		
	100	289,000	322,600	357,000	376,000		
	101	289,800	323,100	357,600	376,600		
	102	290,600	323,700	358,100	377,100		
員	103	291,400	324,300	358,600	377,600		
	104	292,200	324,900	359,100	378,100		
	105	292,900	325,300	359,700	378,700		
	106	293,400	325,800	360,200	379,200		
	107	293,900	326,300	360,700	379,700		
	108	294,400	326,800	361,200	380,200		
	109	294,900	327,300	361,700	380,800		
	110	295,300	327,700	362,200	381,300		
	111	295,700	328,100	362,700	381,800		
	112	296,100	328,500	363,200	382,300		
	113	296,500	328,900	363,700	382,900		
	114	296,900	329,300	364,200			
	115	297,300	329,700	364,700			
	116	297,700	330,000	365,100			
	117	298,000	330,300	365,500			
	118	298,400	330,700	366,000			
	119	298,800	331,100	366,500			
	120	299,200	331,500	367,000			
	121	299,500	331,700	367,400			
	122	299,900	332,100	367,900			
	123	300,300	332,500	368,400			

124	300,700	332,900	368,900			
125	300,900	333,100	369,300			
126	301,300	333,500				
127	301,700	333,900				
128	302,100	334,300				
129	302,300	334,600				
130	302,700	335,000				
131	303,100	335,400				
132	303,500	335,800				
133	303,700	336,100				
134	304,100	336,500				
135	304,500	336,900				
136	304,900	337,300				
137	305,100	337,600				
138	305,500	338,000				
139	305,900	338,400				
140	306,300	338,800				
141	306,500	339,100				
142	306,900	339,500				
143	307,300	339,900				
144	307,700	340,300				
145	307,900	340,600				
146	308,300	341,000				
147	308,700	341,400				
148	309,100	341,800				
149	309,300	342,100				
150	309,600	342,500				
151	309,900	342,900				
152	310,200	343,300				
153	310,600	343,600				
154	310,900					
155	311,200					
156	311,500					
157	311,900					
158	312,200					
159	312,500					
160	312,800					
161	313,200					
162	313,500					
163	313,800					
164	314,100					
165	314,500					
166	314,800					

	167	315,100					
	168	315,400					
	169	315,800					
再 任 用 職 員		233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に、「100分の85」を「100分の87.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に、「100分の40」を「100分の42.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第19条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第26条第1項から第3項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項及び次項において「基準額」という。)から平成22年6月1日において減額改定対象職員(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第1の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第6号)附則第9項から第11項までの規定の適用を受けない職員に限る。)、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成14年和歌山県条例第59号)第8条に規定する特定業務等従事任期付職員で適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ附則別表第2の給料表欄及び職務の級欄に掲げるものであるもの又は職員の育児休業等に関する条例第15条第2号に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ附則別表第3の給料表欄及び職務の級欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。)であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年6月1日において教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に平成22年12月に支給する期末手当の額は、基準額から教育職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委

員会規則で定める額を減じた額とする。この場合において、人事委員会規則で定める額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成23年4月1日における号給の調整)

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年4月1日において職員の給与に関する条例第10条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

(人事委員会規則への委任)

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第82号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.85」を「当該各号に定める割合」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の99.68

(2) 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。） 100分の99.83

附則別表第1（附則第2項関係）

給料表	職務の級	号 給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から64号給まで
	3 級	1号給から48号給まで

	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
研究職給料表	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から40号給まで
	4 級	1 号給から24号給まで
	5 級	1 号給から 4 号給まで
医療職給料表 ⁽²⁾	1 級	1 号給から85号給まで
	2 級	1 号給から72号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から12号給まで
医療職給料表 ⁽³⁾	1 級	1 号給から96号給まで
	2 級	1 号給から80号給まで
	3 級	1 号給から56号給まで

	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
	6 級	1 号給から 8 号給まで

附則別表第 2 (附則第 2 項関係)

給 料 表	職務の級
特定業務等従事任期付職員行政職給料表	1 級
特定業務等従事任期付職員研究職給料表	1 級及び 2 級
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)	1 級及び 2 級
特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)	1 級及び 2 級

附則別表第 3 (附則第 2 項関係)

給 料 表	職務の級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表	1 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表	1 級及び 2 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)	1 級及び 2 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)	1 級及び 2 級

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 55 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「214,200」を「214,000」に、「258,600」を「258,400」に、「278,900」を「278,700」に、「294,500」を「294,300」に、「320,600」を「320,300」に、「363,600」を「363,000」に、「398,000」を「397,300」に、「450,400」を「449,600」に改める。

別表第 2 中「288,300」を「288,000」に、「332,000」を「331,400」に、「392,300」を「391,600」に改める。

別表第 3 イの表中「246,800」を「246,500」に、「260,400」を「260,100」に、「286,800」を「286,400」に、「328,700」を「328,300」に、「372,100」を「371,400」に改め、別表第 3 ウの表中「266,300」を「266,000」に、「276,800」を「276,400」に、「294,000」を「293,600」に、「332,100」を「331,700」に改める。

別表第 4 アの表中「337,300」を「336,700」に、「423,800」を「423,100」に改め、別表第 4 イの表中「330,400」を「329,800」に、「413,400」を「412,700」に改める。

別表第 5 中「252,100」を「251,900」に、「256,400」を「256,200」に、「292,600」を「292,400」に、「310,000」を「309,800」に、「324,700」を「324,500」に、「349,100」を「348,700」に、「385,300」を「384,600」に、「418,100」を「417,400」に改める。

別表第 6 アの表中「330,400」を「329,800」に、「413,400」を「412,700」に改め、別表第 6 イの表中「337,300」を「336,700」に、「423,800」を「423,100」に改め、別表第 6 ウの表中「246,800」を「246,500」に、「260,400」を「260,100」に、「286,800」を「286,400」に改める。

附 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 56 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「399,000」を「398,000」に、「460,000」を「459,000」に、「523,000」を「522,000」に、「609,000」を「608,000」に、「709,000」を「707,000」に、「810,000」を「808,000」に改める。

第 6 条第 3 項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

第 2 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「100分の125、」を「100分の122.5」に、「100分の145、」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分

の115」を「100分の117.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(最高の号給を超える給料月額の切替え)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）第23条第2項（第1条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）及び第4項から第6項まで又は第26条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から平成22年6月1日において同条例第5条第2項の給料表の適用を受ける職員以外の職員であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当の額に100分の0.15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第57号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「376,000」を「375,000」に、「425,000」を「424,000」に、「478,000」を「477,000」に、「544,000」を「543,000」に、「621,000」を「620,000」に、「726,000」を「724,000」に、「850,000」を「848,000」に改める。

第10条第2項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の165」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の165」を「100分の150」に改め、同条第4項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の130」を「100分の115」に、「100分の165」を「100分の150」に改める。

別表第1中「214,200」を「214,000」に、「258,600」を「258,400」に、「278,900」を「278,

700」に、「294,500」を「294,300」に、「320,600」を「320,300」に、「363,600」を「363,000」に、「398,000」を「397,300」に、「450,400」を「449,600」に改める。

別表第2中「288,300」を「288,000」に、「332,000」を「331,400」に、「392,300」を「391,600」に改める。

別表第3イの表中「246,800」を「246,500」に、「260,400」を「260,100」に、「286,800」を「286,400」に、「328,700」を「328,300」に、「372,100」を「371,400」に改め、別表第3ウの表中「266,300」を「266,000」に、「276,800」を「276,400」に、「294,000」を「293,600」に、「332,100」を「331,700」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の125、」を「100分の122.5」に、「100分の145、」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改め、同条第3項中「100分の125、」を「100分の122.5」に、「100分の145、」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改め、同条第4項中「100分の125、」を「100分の122.5」に、「100分の145、」を「100分の140」に、「100分の135」を「100分の137.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の115」を「100分の117.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(特定任期付職員に係る最高の号給を超える給料月額の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。

(平成22年12月に特定任期付職員に支給する期末手当に関する特例措置)

3 平成22年12月に支給する期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)第23条第2項(第1条の規定による改正後の任期付職員条例(以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。))第10条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及び第4項から第6項まで若しくは第26条第1項から第3項まで、教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第2項(改正後の任期付職員条例第10条第3項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及び第4項から第6項まで若しくは第22条第1項から第3項まで、警察職員の給与に関する条例(昭和29年和歌山県条例第21号)第21条第2項(改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)及び第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで又は市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)第21条若しくは第23条第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において

「基準額」という。) から平成22年6月1日において任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当の額に100分の0.15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(人事委員会規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第58号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項第2号中「3,600円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,800円」を「1,700円」に改める。

第19条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」を「100分の135」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の30」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 8 条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600

	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	
	42	225,400	288,700	412,000	
	43	227,200	291,200	413,600	
	44	229,000	293,700	415,200	
	45	230,900	296,000	416,900	
	46	232,600	298,700	418,500	
	47	234,300	301,400	420,100	
	48	236,000	304,100	421,700	
	49	237,600	306,600	423,400	
	50	239,300	309,100	425,000	
	51	241,000	311,600	426,600	
	52	242,700	314,100	428,200	
	53	244,100	316,500	429,900	
	54	245,800	318,700	431,500	
	55	247,400	320,900	433,100	
	56	249,100	323,100	434,700	
再	57	250,600	325,400	436,400	
	58	252,200	327,600	438,000	
	59	253,800	329,800	439,500	
	60	255,400	331,900	441,100	
任	61	257,000	334,100	442,800	
	62	258,600	336,300	444,400	
	63	260,200	338,500	446,000	
	64	261,700	340,700	447,600	
用	65	263,200	342,900	449,300	
	66	264,900	345,100	450,900	
	67	266,500	347,300	452,500	
	68	268,200	349,500	454,100	
職	69	269,700	351,500	455,700	
	70	271,200	353,600	457,300	
	71	272,700	355,700	458,900	
	72	274,200	357,800	460,500	
員	73	275,500	359,600	462,000	
	74	276,900	361,500	463,000	
	75	278,300	363,500	464,000	
	76	279,700	365,400	465,000	
以	77	281,100	367,400	465,800	
	78	282,300	369,100		
	79	283,500	370,800		

	80	284,700	372,500
外	81	286,000	374,200
	82	287,200	375,700
	83	288,400	377,200
	84	289,600	378,700
の	85	290,900	380,200
	86	292,100	381,700
	87	293,300	383,200
	88	294,500	384,700
職	89	295,700	386,100
	90	296,900	387,500
	91	298,100	388,900
	92	299,300	390,300
員	93	300,100	391,800
	94	301,300	393,100
	95	302,500	394,400
	96	303,700	395,700
	97	304,700	397,100
	98	305,800	398,100
	99	306,900	399,200
	100	308,000	400,300
	101	308,900	401,400
	102	310,000	402,500
	103	311,100	403,600
	104	312,200	404,700
	105	313,100	405,600
	106	314,000	406,600
	107	314,900	407,600
	108	315,800	408,600
	109	316,800	409,500
	110	317,400	410,400
	111	318,000	411,300
	112	318,600	412,200
	113	319,300	412,900
	114	319,800	413,700
	115	320,300	414,500
	116	320,800	415,300
	117	321,400	416,100
	118	321,900	416,900
	119	322,400	417,600
	120	322,900	418,400
	121	323,500	419,200
	122	324,000	419,700

	123	324,500	420,200		
	124	325,000	420,700		
	125	325,600	421,100		
	126	326,000	421,600		
	127	326,400	422,100		
	128	326,800	422,600		
	129	327,100	423,000		
	130	327,500	423,500		
	131	327,900	424,000		
	132	328,300	424,500		
	133	328,500	424,900		
	134	328,800	425,400		
	135	329,100	425,900		
	136	329,400	426,400		
	137	329,800	426,800		
	138	330,000			
	139	330,300			
	140	330,600			
	141	330,900			
	142	331,200			
	143	331,500			
	144	331,800			
	145	332,100			
	146	332,400			
	147	332,700			
	148	333,000			
	149	333,200			
	150	333,500			
	151	333,800			
	152	334,100			
	153	334,300			
再 任 用 職 員		234,700	278,600	336,700	423,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700 円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第 8 条関係)

中学校教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	369,300	460,200

	37	215,700	244,300	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
	41	222,600	255,500	377,400	
	42	224,400	258,100	378,900	
	43	226,200	260,700	380,400	
	44	228,000	263,300	381,900	
	45	229,900	265,700	383,500	
	46	231,600	268,300	385,100	
	47	233,300	270,800	386,700	
	48	235,000	273,300	388,300	
	49	236,700	275,800	389,800	
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
	53	243,100	286,100	395,900	
	54	244,800	288,700	397,300	
	55	246,400	291,200	398,600	
	56	248,100	293,700	399,900	
再	57	249,600	296,000	401,400	
	58	251,100	298,700	402,800	
	59	252,600	301,400	404,200	
任	60	254,100	304,100	405,600	
	61	255,700	306,600	406,900	
	62	257,200	309,100	408,300	
	63	258,700	311,600	409,700	
用	64	260,100	314,100	411,100	
	65	261,400	316,500	412,300	
	66	263,000	318,700	413,500	
	67	264,600	320,900	414,700	
職	68	266,100	323,100	415,900	
	69	267,800	325,400	417,000	
	70	269,300	327,600	418,200	
	71	270,800	329,800	419,400	
	72	272,300	331,900	420,600	
員	73	273,600	334,100	421,600	
	74	274,900	336,300	422,400	
	75	276,200	338,500	423,200	
	76	277,500	340,700	424,000	
以	77	278,900	342,700	424,900	
	78	280,100	344,600	425,700	
	79	281,300	346,500	426,500	

外 の 職 員	80	282,500	348,400	427,300
	81	283,800	350,200	428,100
	82	285,000	352,000	428,800
	83	286,200	353,800	429,500
	84	287,400	355,600	430,200
	85	288,500	357,100	430,900
	86	289,500	358,800	431,600
	87	290,500	360,500	432,300
	88	291,500	362,100	433,000
	89	292,600	363,800	433,700
	90	293,500	365,100	434,400
	91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800	
93	295,800	369,400	436,300	
94	296,600	370,700		
95	297,400	372,000		
96	298,200	373,300		
97	299,100	374,700		
98	299,900	375,800		
99	300,700	376,900		
100	301,500	378,000		
101	302,400	379,200		
102	302,900	380,300		
103	303,400	381,400		
104	303,900	382,500		
105	304,400	383,500		
106	304,800	384,500		
107	305,200	385,400		
108	305,600	386,400		
109	305,800	387,300		
110	306,200	388,300		
111	306,600	389,300		
112	307,000	390,300		
113	307,200	391,100		
114	307,500	392,000		
115	307,800	392,900		
116	308,100	393,800		
117	308,400	394,800		
118	308,700	395,600		
119	309,000	396,400		
120	309,300	397,200		
121	309,500	397,900		
122	309,800	398,700		

	123	310,100	399,500		
	124	310,400	400,300		
	125	310,600	401,000		
	126		401,700		
	127		402,400		
	128		403,100		
	129		403,900		
	130		404,600		
	131		405,300		
	132		406,000		
	133		406,500		
	134		407,100		
	135		407,700		
	136		408,300		
	137		408,700		
	138		409,300		
	139		409,900		
	140		410,500		
	141		410,900		
	142		411,500		
	143		412,100		
	144		412,700		
	145		413,100		
	146		413,700		
	147		414,300		
	148		414,900		
	149		415,300		
再 任 用 職 員		225,800	275,200	329,800	412,700

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第 2 条 教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第20条第2項第1号中「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の32.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第6項までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例第19条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第22条第1項から第3項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項及び次項において「基準額」という。)から平成22年6月1日において減額改定対象職員(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第1の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第7号)附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)又は職員の育児休業等に関する条例第15条第2号に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ附則別表第2の給料表欄及び職務の級欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。)であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年6月1日において職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に平成22年12月に支給する期末手当の額は、基準額から職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を減じた額とする。この場合において、人事委員会規則で定める額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成23年4月1日における号給の調整)

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成22年4月1日において教育職員の給与に関する条例第10条第1

項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（人事委員会規則への委任）

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第86号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.85」を「当該各号に定める割合」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の99.68

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則別表第1（附則第2項関係）

給料表	職務の級	号給
高等学校等教育職員給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から24号給まで
中学校教育職員給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から40号給まで

附則別表第 2 (附則第 2 項関係)

給 料 表	職務の級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)	1 級及び 2 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表	1 級及び 2 級

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 2 年 1 1 月 3 0 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 9 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例 (昭和28年和歌山県条例第53号) の一部を次のように改正する。

第16条の4第2項第2号中「3,600円」を「3,400円」に改め、同項第4号中「1,800円」を「1,700円」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第10条関係)

小学校、中学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	369,300	460,200

	37	215,700	244,300	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
	41	222,600	255,500	377,400	
	42	224,400	258,100	378,900	
	43	226,200	260,700	380,400	
	44	228,000	263,300	381,900	
	45	229,900	265,700	383,500	
	46	231,600	268,300	385,100	
	47	233,300	270,800	386,700	
	48	235,000	273,300	388,300	
	49	236,700	275,800	389,800	
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
	53	243,100	286,100	395,900	
	54	244,800	288,700	397,300	
	55	246,400	291,200	398,600	
	56	248,100	293,700	399,900	
再	57	249,600	296,000	401,400	
	58	251,100	298,700	402,800	
	59	252,600	301,400	404,200	
	60	254,100	304,100	405,600	
任	61	255,700	306,600	406,900	
	62	257,200	309,100	408,300	
	63	258,700	311,600	409,700	
	64	260,100	314,100	411,100	
用	65	261,400	316,500	412,300	
	66	263,000	318,700	413,500	
	67	264,600	320,900	414,700	
	68	266,100	323,100	415,900	
職	69	267,800	325,400	417,000	
	70	269,300	327,600	418,200	
	71	270,800	329,800	419,400	
	72	272,300	331,900	420,600	
員	73	273,600	334,100	421,600	
	74	274,900	336,300	422,400	
	75	276,200	338,500	423,200	
	76	277,500	340,700	424,000	
以	77	278,900	342,700	424,900	
	78	280,100	344,600	425,700	
	79	281,300	346,500	426,500	

外 の 職 員	80	282,500	348,400	427,300
	81	283,800	350,200	428,100
	82	285,000	352,000	428,800
	83	286,200	353,800	429,500
	84	287,400	355,600	430,200
	85	288,500	357,100	430,900
	86	289,500	358,800	431,600
	87	290,500	360,500	432,300
	88	291,500	362,100	433,000
	89	292,600	363,800	433,700
	90	293,500	365,100	434,400
	91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800	
93	295,800	369,400	436,300	
94	296,600	370,700		
95	297,400	372,000		
96	298,200	373,300		
97	299,100	374,700		
98	299,900	375,800		
99	300,700	376,900		
100	301,500	378,000		
101	302,400	379,200		
102	302,900	380,300		
103	303,400	381,400		
104	303,900	382,500		
105	304,400	383,500		
106	304,800	384,500		
107	305,200	385,400		
108	305,600	386,400		
109	305,800	387,300		
110	306,200	388,300		
111	306,600	389,300		
112	307,000	390,300		
113	307,200	391,100		
114	307,500	392,000		
115	307,800	392,900		
116	308,100	393,800		
117	308,400	394,800		
118	308,700	395,600		
119	309,000	396,400		
120	309,300	397,200		
121	309,500	397,900		
122	309,800	398,700		

	123	310,100	399,500		
	124	310,400	400,300		
	125	310,600	401,000		
	126		401,700		
	127		402,400		
	128		403,100		
	129		403,900		
	130		404,600		
	131		405,300		
	132		406,000		
	133		406,500		
	134		407,100		
	135		407,700		
	136		408,300		
	137		408,700		
	138		409,300		
	139		409,900		
	140		410,500		
	141		410,900		
	142		411,500		
	143		412,100		
	144		412,700		
	145		413,100		
	146		413,700		
	147		414,300		
	148		414,900		
	149		415,300		
再 任 用 職 員		225,800	275,200	329,800	412,700

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 2 (第10条関係)

高等学校等教育職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 給 号	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600

	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	
	42	225,400	288,700	412,000	
	43	227,200	291,200	413,600	
	44	229,000	293,700	415,200	
	45	230,900	296,000	416,900	
	46	232,600	298,700	418,500	
	47	234,300	301,400	420,100	
	48	236,000	304,100	421,700	
	49	237,600	306,600	423,400	
	50	239,300	309,100	425,000	
	51	241,000	311,600	426,600	
	52	242,700	314,100	428,200	
	53	244,100	316,500	429,900	
	54	245,800	318,700	431,500	
	55	247,400	320,900	433,100	
	56	249,100	323,100	434,700	
再	57	250,600	325,400	436,400	
	58	252,200	327,600	438,000	
	59	253,800	329,800	439,500	
	60	255,400	331,900	441,100	
任	61	257,000	334,100	442,800	
	62	258,600	336,300	444,400	
	63	260,200	338,500	446,000	
	64	261,700	340,700	447,600	
用	65	263,200	342,900	449,300	
	66	264,900	345,100	450,900	
	67	266,500	347,300	452,500	
	68	268,200	349,500	454,100	
職	69	269,700	351,500	455,700	
	70	271,200	353,600	457,300	
	71	272,700	355,700	458,900	
	72	274,200	357,800	460,500	
員	73	275,500	359,600	462,000	
	74	276,900	361,500	463,000	
	75	278,300	363,500	464,000	
	76	279,700	365,400	465,000	
以	77	281,100	367,400	465,800	
	78	282,300	369,100		
	79	283,500	370,800		

	80	284,700	372,500
外	81	286,000	374,200
	82	287,200	375,700
	83	288,400	377,200
	84	289,600	378,700
の	85	290,900	380,200
	86	292,100	381,700
	87	293,300	383,200
	88	294,500	384,700
職	89	295,700	386,100
	90	296,900	387,500
	91	298,100	388,900
	92	299,300	390,300
員	93	300,100	391,800
	94	301,300	393,100
	95	302,500	394,400
	96	303,700	395,700
	97	304,700	397,100
	98	305,800	398,100
	99	306,900	399,200
	100	308,000	400,300
	101	308,900	401,400
	102	310,000	402,500
	103	311,100	403,600
	104	312,200	404,700
	105	313,100	405,600
	106	314,000	406,600
	107	314,900	407,600
	108	315,800	408,600
	109	316,800	409,500
	110	317,400	410,400
	111	318,000	411,300
	112	318,600	412,200
	113	319,300	412,900
	114	319,800	413,700
	115	320,300	414,500
	116	320,800	415,300
	117	321,400	416,100
	118	321,900	416,900
	119	322,400	417,600
	120	322,900	418,400
	121	323,500	419,200
	122	324,000	419,700

123	324,500	420,200		
124	325,000	420,700		
125	325,600	421,100		
126	326,000	421,600		
127	326,400	422,100		
128	326,800	422,600		
129	327,100	423,000		
130	327,500	423,500		
131	327,900	424,000		
132	328,300	424,500		
133	328,500	424,900		
134	328,800	425,400		
135	329,100	425,900		
136	329,400	426,400		
137	329,800	426,800		
138	330,000			
139	330,300			
140	330,600			
141	330,900			
142	331,200			
143	331,500			
144	331,800			
145	332,100			
146	332,400			
147	332,700			
148	333,000			
149	333,200			
150	333,500			
151	333,800			
152	334,100			
153	334,300			
再任用職員	234,700	278,600	336,700	423,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員の給料月額、この表の額に 7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第 3 (第10条関係)

学校栄養職員給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800

	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600
再	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300
任	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400
用	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200
職	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000
員	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500
以	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500
外	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200
の	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800
職	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300
員	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100
	77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800
	78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400
	79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000

80	238, 100	289, 300	326, 600	349, 100	392, 600
81	238, 600	290, 000	327, 200	349, 500	393, 300
82	239, 000	290, 500	327, 700	349, 900	393, 900
83	239, 400	291, 000	328, 200	350, 300	394, 500
84	239, 800	291, 500	328, 700	350, 700	395, 100
85	240, 300	291, 900	329, 300	351, 200	395, 800
86		292, 200	329, 700	351, 600	
87		292, 500	330, 000	352, 000	
88		292, 800	330, 400	352, 400	
89		293, 200	330, 900	352, 900	
90		293, 500	331, 300	353, 300	
91		293, 800	331, 700	353, 700	
92		294, 100	332, 100	354, 100	
93		294, 500	332, 600	354, 600	
94		294, 800	332, 900	355, 000	
95		295, 100	333, 300	355, 400	
96		295, 400	333, 700	355, 800	
97		295, 800	333, 900	356, 300	
98		296, 100	334, 300	356, 700	
99		296, 400	334, 700	357, 100	
100		296, 700	335, 100	357, 500	
101		297, 100	335, 300	358, 000	
102		297, 400	335, 700	358, 400	
103		297, 700	336, 100	358, 800	
104		298, 000	336, 500	359, 200	
105		298, 300	336, 700	359, 700	
106			337, 100		
107			337, 500		
108			337, 900		
109			338, 100		
110			338, 500		
111			338, 900		
112			339, 300		
113			339, 500		
再任用職員	187, 300	214, 100	246, 500	260, 100	286, 400

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、附則第4項から第6項までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、市町村立学校職員の給与に関する条例第21条の規定にかかわらず、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年和歌山県条例第58号)第1条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第52号)第19条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第22条第1項から第3項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年和歌山県条例第5号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年和歌山県条例第56号)第4条の規定の例により算定される期末手当の額(以下この項及び次項において「基準額」という。)から平成22年6月1日において減額改定対象職員(職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第1の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年和歌山県条例第45号)附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)又は職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第15条第2号に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で適用される給料表及びその職務の級がそれぞれ附則別表第2の給料表欄及び職務の級欄に掲げるものであるもの以外の職員をいう。)であった者(任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.15を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年6月1日において職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者であった者(任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者を除く。)に平成22年12月に支給する期末手当の額は、基準額から職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者との権衡を考慮して教育委員会規則で定める額を減じた額とする。この場合において、教育委員会規則で定める額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(平成23年4月1日における号給の調整)

4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において職員でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成22年4月1日において市町村立学校職員の給与に関する条例第12条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して教育委員会規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」とい

う。) 第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額を、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

（教育委員会規則への委任）

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

8 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第87号」の次に「。第1号において「平成21年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第2項に規定する減額改定対象職員」を「次の各号に掲げる職員」に、「100分の99.85」を「当該各号に定める割合」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 平成21年改正条例附則第2項に規定する減額改定対象職員 100分の99.68

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

附則別表第1（附則第2項関係）

給料表	職務の級	号給
小学校、中学校等教育職員給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から40号給まで
高等学校等教育職員給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から24号給まで
学校栄養職員給料表	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで

	3 級	1 号給から56号給まで
	4 級	1 号給から44号給まで
	5 級	1 号給から28号給まで
事務職員給料表 (市町村立学校職員の給与に関する条例第10条第2項において準用する行政職給料表)	1 級	1 号給から93号給まで
	2 級	1 号給から64号給まで
	3 級	1 号給から48号給まで
	4 級	1 号給から32号給まで
	5 級	1 号給から24号給まで
	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで

附則別表第 2 (附則第 2 項関係)

給 料 表	職務の級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表	1 級及び 2 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)	1 級及び 2 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表	1 級及び 2 級
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表	1 級

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 11 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 60 号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年和歌山県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の 4 第 2 項第 2 号中「3,600 円」を「3,400 円」に改め、同項第 4 号中「1,800 円」を「1,700 円」に改める。

第 21 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に、「100 分の 130」を「100 分の 115」に改め、同条第 3 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に、「100 分の 85」を「100 分の 80」に、「100 分の 130」を「100 分の 115」に、「100 分の 75」を「100 分の 70」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 70」を「100 分の 65」に、「100 分の 90」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 30」に、「100 分の 45」を「100 分の 40」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第 7 条関係)

警 察 官 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900

再	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
任	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
用	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
警	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
察	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
官	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
外	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
の	65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
	66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
	67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
	68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
警	69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
	70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
	71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
	72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
察	73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
	74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
	75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
	76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000		
官	77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700		
	78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500			
	79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100			

80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500	
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100	
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700	
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300	
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900	
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500	
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100	
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700	
94	302,800	327,000	355,200	390,100		
95	304,100	328,400	356,700	390,700		
96	305,400	329,800	358,200	391,300		
97	306,500	331,200	359,600	391,800		
98	307,700	332,600	360,800	392,400		
99	308,900	334,000	361,900	393,000		
100	310,100	335,400	363,100	393,600		
101	311,300	336,900	364,400	394,100		
102	312,400	338,200	365,500	394,700		
103	313,500	339,500	366,700	395,300		
104	314,600	340,800	367,900	395,900		
105	315,600	342,000	369,200	396,400		
106	316,300	343,100	369,800	396,900		
107	317,000	344,200	370,400	397,400		
108	317,700	345,300	371,000	397,900		
109	318,400	346,500	371,700	398,200		
110	319,100	347,500	372,300	398,700		
111	319,800	348,500	372,900	399,200		
112	320,500	349,500	373,500	399,700		
113	321,300	350,600	374,000	400,100		
114	322,100	351,600	374,600	400,600		
115	322,900	352,600	375,200	401,100		
116	323,700	353,600	375,800	401,600		
117	324,300	354,700	376,300	402,000		
118	325,100	355,300	376,900	402,500		
119	325,900	355,900	377,500	403,000		
120	326,700	356,500	378,100	403,500		
121	327,400	357,000	378,500	403,900		
122	327,900	357,500	379,100	404,400		

123	328,400	358,000	379,700	404,900					
124	328,900	358,500	380,300	405,400					
125	329,200	359,000	380,800	405,800					
126		359,500	381,300						
127		360,000	381,800						
128		360,500	382,300						
129		361,000	382,600						
130		361,500	383,100						
131		361,900	383,600						
132		362,400	384,100						
133		362,900	384,400						
134		363,400	384,900						
135		363,900	385,300						
136		364,400	385,800						
137		364,700	386,100						
138		365,100	386,600						
139		365,600	387,100						
140		366,100	387,600						
141		366,400	387,900						
142		366,900							
143		367,400							
144		367,900							
145		368,200							
再任用警察官	240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

第 2 条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 135」を「100 分の 137.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 102.5」に、「100 分の 115」を「100 分の 117.5」に改め、同条第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 122.5」に、「100 分の 135」を「100 分の 137.5」に、「100 分の 105」を「100 分の 102.5」に、「100 分の 115」を「100 分の 117.5」に改める。

第 22 条第 2 項第 1 号中「100 分の 65」を「100 分の 67.5」に、「100 分の 85」を「100 分の 87.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 30」を「100 分の 32.5」に、「100 分の 40」を「100 分の 42.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 4 項から第 6 項までの規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項（同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第 4 項から第 6 項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年和歌山県条例第 9 号）第 21 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 24 条第 1 項から第 3 項まで、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年和歌山県条例第 5 号）第 4 条第 1 項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年和歌山県条例第 56 号）第 4 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項及び次項において「基準額」という。）から平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象警察官（警察官であって警察官給料表の適用を受ける警察官でその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年和歌山県条例第 49 号）附則第 9 項から第 11 項までの規定の適用を受けない警察官に限る。）又は職員の育児休業等に関する条例別表第 5 に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表の適用を受ける同条例第 15 条第 2 号に規定する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員でその職務の級が 1 級であるもの以外の警察官をいう。）であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.15 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

職務の級	号 給
1 級	1 号給から 92 号給まで
2 級	1 号給から 84 号給まで

3 級	1 号給から72号給まで
4 級	1 号給から56号給まで
5 級	1 号給から32号給まで
6 級	1 号給から24号給まで
7 級	1 号給から16号給まで
8 級	1 号給から 4 号給まで

- 3 前項の規定にかかわらず、平成22年6月1日において職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に平成22年12月に支給する期末手当の額は、基準額から職員の給与に関する条例の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額を減じた額とする。この場合において、人事委員会規則で定める額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（平成23年4月1日における号給の調整）

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない警察官（同日において警察官でその職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年4月1日において警察官の給与に関する条例第9条第1項の規定により昇給した警察官（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める警察官を除く。）その他当該警察官との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める警察官の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。）第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- （人事委員会規則への委任）
- 7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- （警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 8 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則第 9 項中「第 88 号」の次に「。第 1 号において「平成 21 年改正条例」という。」を加え、「同条例附則第 2 項に規定する減額改定対象警察官」を「次の各号に掲げる警察官」に、「100 分の 99.85」を「当該各号に定める割合」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 平成 21 年改正条例附則第 2 項に規定する減額改定対象警察官 100 分の 99.68
- (2) 前号に掲げる警察官以外の警察官 100 分の 99.83